

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 468

2026年(令和8年)2月25日発行
 ■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
 堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
 電話(072)224-1111
 ■発行人 畑中幸司
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会 令和7年度幹部研修大会・定期要請行動



畑中会長と近畿経済産業局産業部 中小企業課 近藤健一郎課長

令和8年2月6日(金)午前11時より「大阪キャッスルホテル」に於いて、「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和7年度幹部研修大会」が開催されました。その後、近畿各局に対する定期要請行動を各理事分担任して行いました。大阪府本部畑中会長並びに中村副会長は、近畿地方整備局を訪問し、要望書を提出しました。



2026(令和8)年度 大阪府同和問題関連部局との要望書協議

令和8年1月23日(金)午後2時より、大阪府咲洲庁舎41階共用会議室7に於いて、大阪府との同和問題に係る関連部局との要望書協議が開催されました。大阪府本部畑中会長の挨拶、大阪府を代表して榎木人権局長の挨拶がありました。

その後、質疑に移り「同和問題教育・啓発事業や人権教育を低学年から高校までどのような教育・啓発を行ったか、生徒がどの様に理解しているのか教えていただきたい」と思います。「中小零細企業は、人手不足・最低賃金引上げ、コスト上昇分を価格転嫁出来ず収益が出ないという状況になっていて、事業

を再構築できない会員が多くいる。コロナ関連融資の借り入れ債務について、事業者の状況に応じた対応をされたい。また条件変更時の保証料の見直しも相談事項によく上がってきていることから、現状はどの様になっているか、また大阪府・保証協会の方針・制度があれば教えていただきたい。」など活発な意見交換がされました。今後、積極的に同和問題の完全解決並びに人権問題の解決のための施策が実施されるよう要望しねあらゆる差別撤廃に向けて努力することを確認しました。

大阪府の決意表明

皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、昭和60(1985)年に公布・施行した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」や、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会提言、平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいただきながら、同和問題の解決に向け、取り組みを進めているところであります。また、国際都市としてふさわしい人権をめぐる環境の整備を図るため、令和元(2019)年10月、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。さらに令和3(2021)年度に、新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえ、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応の必要性などを明記しました。令和4(2022)年4月に施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」については、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の取りまとめを踏まえ、令和5(2023)年10月に条例の一部改正を行いました。併せて、11月にはインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談を幅広く受け付ける相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、被害者にも寄り添った支援を行っています。令和6(2024)年4月には、条例改正を踏まえ、インターネット上の不当な差別的言動にかかるプロバイダ事業者への削除要請の拡充や発信者への説示、助言を開始しております。また、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、平成14(2002)年に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」を令和5(2023)年3月に改正し、全庁をあげて取り組みを推進しています。今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざして取り組んでまいります。

2026(令和8)年度 同和問題の早期完全解決に向けた要望書回答

2-(1)

基本要請

令和6年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課 教育庁人権教育企画課

令和6(2024)年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ33件(大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。)であり、内訳は、インターネットが20件、発言が8件、電話が4件、落書きが1件です。

令和6(2024)年度に生じ、府教育庁が把握した同和問題に関する差別事象は7件(大阪市教育委員会・堺市教育委員会分を除く)です。その7件とも、公立学校であり、内訳は、中学校が2件、高等学校が5件で、内容は発言が5件、SNSが1件、落書きが1件です。

2-(2)

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が令和6年4月に施行されたが、インターネット上の人権侵害の対処についてはどのような対策を講じられ対応されたのか詳細を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、インターネット上の不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

専門相談窓口における被害者等への支援については、令和5(2023)年11月より、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言等を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援を行っています。

教育・啓発活動については、SNSを活用したターゲティング広告や、企業や学校等への出前講座、電車内ビジョン広告等を活用した啓発活動などを実施しています。

また、大阪府人権施策推進審議会からのご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。

今後とも、条例について、リーフレットを行政機関等に配布するほか、府ホームページやSNSでの情報発信などにより、引き続き府民への周知を図ります。

2-(3)

人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和6年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課

人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要であると考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設置するとともに、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況を毎年度取りまとめるなど、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところです。

今後とも、各部局等と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを推進してまいります。人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニーズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28(2016)年度から、政令市も交付対象としたところです。

また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。

加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、NPO等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。

なお、令和6(2024)年度の総合相談事業における市町村(政令市を含む)の相談件数は延べ36,128件で、うち人権相談は7,102件、人権相談・啓発等事業における相談件数は延べ2,016件となっています。

今後とも、市町村等と連携しながら、人権相談機能の充実に努めてまいります。

2-(4)

教員の「盗撮事件」は、衝撃的であったが、大阪府として確認されているのか、教員に対してどの様に指導されるのか教えていただきたい。並びに職員及び教職員に対する同和問題・人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

教育庁教育振興室高等学校課/市町村教育室小中学校課 教職員室教職員人事課
府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課

令和7(2025)年7月に発出された文部科学省通知をふまえ、府立学校において、教職員による盗撮などの

性暴力等を未然に防止し、一方で、子どもたちの安全安心を確保しつつ、教職員が校務において適切に児童生徒等を撮影等することができる環境を整えるため、教職員が最低限遵守すべき事項を指針としてまとめました。通知では各校には撮影等における取扱いを徹底するとともに、盗撮防止の観点で、校内点検等を定期的に実施することなど、速やかに校内体制を構築することを記載しています。

小中学校においては、同文科省通知をふまえ、市町村教育委員会への周知及びヒアリングを通じて通知内容について確認するとともに、教職員研修や人権教育主管課長会、人権教育担当指導主事連絡会においても、児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の徹底について指導しております。併せて、府立学校に通知した指針についても、参考送付しています。

また、不祥事防止に向けて、府立学校や市町村教育委員会に対し、校内研修や各種会議の場等を通じ、令和7(2025)年3月に作成した「不祥事防止ガイドブック」を活用するなど、児童生徒等への性暴力等防止の周知徹底を行っています。

人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められているものと考えています。

職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しています。この他、階層や部局に関わりなく職員が参加できる研修に加え、今年度も、府職員及び市町村職員を対象とする同和問題に関する職員研修を実施しました。また、各部局においても同和問題に関する職員研修を実施したところです。

さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができるワークショップをプログラムに入れた研修を展開するなど、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところです。

今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。

教職員に対する人権研修については、府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、同和問題を含む人権に関するさまざまな研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実を図っております。

2-(5)

「大阪府人権教育推進計画」の取り組み状況と課題を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課

大阪府では「大阪府人権教育推進計画」にもとづき、人権研修の推進や人権教育を担う人材の養成、府民の自主的・主体的な取組を促す参加・体験型講座の実施、人権教育に関する情報の提供等に取り組んでいるところです。

なお、令和2(2020)年度に実施した人権問題に関する府民意識調査結果から「人権問題によって認知度に差がある」、「人権上問題であるか否かの認識は、過去に人権学習を経験しているかどうかによって大きな差異が見られる」といった人権教育・啓発の課題が見えてきたことから、社会的な課題に即応した啓発の推進、学校教育や大学等との連携促進、市町村や企業・職場における啓発の取り組みへの支援・連携、適切な媒体を活用した効果的な情報発信などの取組を進めています。

今後とも本計画に基づき、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

2-(6)

「**部落差別の解消の推進に関する法律**」第5条①で国は、**部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。**と明記されているが、**今後は、同和問題解決のためマイナス面である差別を強調するのではなく、解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の、大阪府及び大阪府教育庁が行っている同和問題教育・啓発事業や人権教育を学校教育に於いて、低学年から高校までどの様な教育・啓発を行なったか、生徒がどの様に理解しているのか教えていただきたい。**

教育庁教育振興室高等学校課／市町村教育室小中学校課・私学課

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課

府立学校については、部落差別解消推進法を踏まえ、差別の解消に向けて、同和教育をはじめとする人権教育の現状と課題について理解を深めるとともに、差別をなくす上での学校の役割、同和問題に関する人権学習の在り方についての認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考えることを目的に「府立学校人権教育研修A」を実施しています。この研修では具体的な実践例や教材の提示を行うことで、各校で行う同和問題解決のための取組みの推進を図っています。

同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

内容については、小学校低学年で「うわさや偏見等、同和問題の解決につながる学習」、小学校中学年で「仕事に対する誇りや働く人の思い、職業への偏見のおかしさについて学ぶ学習」、小学校高学年で「差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に共感的に理解できる学習」、中学校で「統一応募用紙や違反質問等、就職差別の解決につながる学習」等、発達段階に応じたものです。

この中で児童生徒は、自身の将来における自己実現や自らが主体的に参画していくことにより社会がよりよくなっていくことへの展望を感じ取っています。

今後も、教職員が、同和問題を自己の課題としてとらえるため、市町村や学校の研修において、当事者との出会いやフィールドワークを行うよう指導するとともに、充実に努めてまいります。

私立学校においては、各校が建学の精神に基づいて学校教育を行っているところですが、引き続き、校長会や私立学校人権教育研究会などのあらゆる場面をとおして、人権教育が適切に行われるよう私立学校に求めてまいります。

大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成し、府内市町村、小中高等学校、福祉施設や企業・団体等に配布するとともに、研修等の資料としても広く活用されています。

学校教育における人権教育については、申請のあった小中学校の児童・生徒や保護者等を対象に、SNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座やワークショップを行うなど、府民のインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。

2-(7)

同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みの状況を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うエセ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならない重要な課題であると認識しています。

国においては、法務省において、啓発ビデオや冊子の制作、対応の手引の作成等の取組がなされているところです。

大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に参画するなど、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、えせ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、えせ同和行為の排除に努めてまいります。

2-(8)

最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、より精神的

に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉毀損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。また削除依頼の状況・成果を教えていただきたい。

府民文化部人権局人権擁護課 教育庁教育振興室高等学校課／市町村教育室小中学校課

スマートフォンの普及により、SNSの利用に伴う人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。

そのため、大阪府では、若い世代に対する啓発として、これまで関西の大学との共同研究により啓発リーフレットを作成したほか、シンポジウムの開催、啓発動画の作成等を行うとともに、中高年層も含めた幅広い世代へ啓発を行うため、企業や地域における研修での活用を想定した参加体験型学習用教材を作成しました。また、実際に被害に遭われた方を招いた講演会の開催や児童・生徒や保護者等を対象にSNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座やワークショップを行うなど、正しくSNSを利用していただけるよう府民に周知してきたところです。

今年度は、これまで実施してきた講師派遣型の出前講座に加えて、新たな試みとしてオンデマンド講座の提供を開始するなど、府民におけるインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。

今後とも、あらゆる機会を通じて、更なる啓発に取り組んでまいります。

また、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」並びに「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、プロバイダに対して令和6(2024)年度には68件、令和7(2025)年度は11月末時点で88件の削除依頼を実施しています。

府立学校においては、児童生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。

また、平成27(2015)年3月に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しましたが、令和4(2022)年3月に「人権教育リーフレット 情報化社会における子どもの人権」として更新しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。

さらに、府立高校においては、生徒に一人一台配備されているコンピュータ端末のブラウザ「お気に入り」欄に、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」のポータルサイトを追加し、生徒が相談できる体制を整えています。

市町村立の小中学校については、児童生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21(2009)年3月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24(2012)年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小中学校に指導してきております。

また、府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、SNSトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生起し相談があった際には、相談内容に応じて適切に判断しながら、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っています。

さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童生徒にとって、端末やスマートフォン等の適切な使い方に関する効果的な学習の手法について示し、平成24(2012)年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。

加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリやSNS等を通じて、児童生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることをふまえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童生徒や保護者に周知する必要性から、平成27(2015)年8月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元(2019)年11月には「みなさんを守るためにSNSの危険性について知ろう」を作成して、府教育庁のホームページで掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小中学校にも情報提供しています。

また、平成31(2019)年3月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。

加えて、ネット上の偏見・差別に対して、子どもたちに自他の人権を守るための実践的な行動力をつけるため、令和4(2022)年3月に、小学校から系統的に学習を進めることができるよう、教材や指導のてびき等を含めた「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を作成・配付し、以後随時教材・指導のてびき等を追加工成(令和6(2024)年9月改訂)しているところです。

引き続き、児童生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。

2-(9)

中小零細企業は、人手不足・最低賃金引上げ、コスト上昇分を価格転嫁出来ず収益が出ないという状況になっていて、事業を再構築できない会員が多くいる。コロナ関連融資の借り入れ債務について、事業者の状況に応じた対応をされたい。また、条件変更時の保証料の見直しも相談事項によく上がってきていることから、現状はどの様になっているか、また大阪府・保証協会の方針・制度があれば教えていただきたい。

商工労働部中小企業支援室金融課

国は、「再生支援の総合的対策(令和6(2024)年3月)」を公表し、令和6(2024)年7月以降は、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方針を示しました。

大阪府においても、国方針を踏まえ、令和7(2025)年3月末をもって、コロナ関連融資は全て終了しましたが、これに先立ち、コロナ関連融資からの借換需要に対応するため、令和6(2024)年7月より「経営力強化資金」を継続実施しています。

加えて、令和7(2025)年4月からは中小企業の事業再生を支援する「経営改善サポート資金(再生支援強化型)」を実施するなど、引き続き、中小企業の状況に応じた資金繰り支援に努めています。

また、金融機関・信用保証協会に対し、事業者の実情に応じた柔軟な対応が実施されるよう要請を行うとともに、国に対しては、全国知事会等を通じ、必要な資金繰り支援対策を継続して講じるよう要望を行っています。

信用保証料については、全国統一の取扱いとして、融資制度や保証料率、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、信用保証協会により個別に計算されるものです。大阪府・大阪信用保証協会による独自の方針や制度はございません。

条件変更等により返済方法が変更された場合は、変更後の返済期間や据置期間等に応じて再計算が行われ、追加の信用保証料が発生した場合は、返済方法変更の手続き時にお支払いただいております。

なお、原則として返済方法変更による保証料率の変更はございません。